

AI・IoT専門家派遣 承認書

西暦 年 月 日

(派遣対象企業名) 様

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 理事長

西暦 年 月 日付けで申請のあった専門家派遣について、下記のとおり承認します。

記

派遣専門家名	
派遣専門家連絡先	
派遣先住所	〒
派遣回数計画	回
派遣業務の開始時期	西暦 年 月
派遣業務の完了期限	西暦 年 月見込み ※必ず2月末までに完了してください。

[ご留意いただきたいこと]

- 1 本派遣業務に変更が生じる場合は、AI・IoT 専門家等派遣計画変更届（様式第6号）を貴社と専門家等の連名で提出してください。
- 2 本派遣業務を中止する場合は、貴社か専門家がAI・IoT 専門家派遣中止届（様式第7号）を提出してください。
- 3 当センターが本派遣業務に関して調査を行う場合は協力をお願いします。
- 4 当センターは、次のいずれかに該当する場合には、本派遣業務を取り消すことがあります。
 - (1) 実施計画の内容、その他本事業の目的等を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (2) 承認された派遣要請内容を実施していない場合又はセンターの指示に従わない場合
 - (3) 派遣専門家が貴社の秘密を漏らした場合又は当承認書記載の条件を守らない場合
 - (4) 派遣専門家が本事業の専門家の登録を取り消された場合
- 5 当センターは、本派遣業務の実施に関して、貴社、派遣専門家又は第三者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。
- 6 1回当たりの助言・提案等に要する最低時間は3時間程度とします。

A I ・ I o T 専 門 家 派 遣 承 認 書 (依 頼)

西 暦 年 月 日

(派遣専門家氏名/企業名) 様

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 理事長

西暦 年 月 日付けで要請のあった専門家派遣について、下記のとおり承認しますので派遣対象企業に対して助言・提案をお願いします。

記

派遣対象企業名							
派遣対象企業担当者	【連絡先】 () -						
派遣先住所 (旅費積算使用)	〒						
派遣回数計画	回						
派遣費用	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">謝金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">旅費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※個人の場合は、派遣業務完了後に源泉徴収後の金額をお支払いたします。</p>	合計	円	謝金	円	旅費	円
合計	円						
謝金	円						
旅費	円						
派遣業務の開始時期	西暦 年 月						
実施・完了等報告	<ul style="list-style-type: none"> ・実施報告書(様式第8号)を、毎回の助言・提案終了後7日以内に提出 ・完了報告書(様式第9号)を、全実施報告終了後7日以内に提出 						
派遣業務の完了期限	西暦 年 月見込み ※必ず2月末までに完了してください。						
その他	派遣費用は実績に基づき支払います。						

〔ご留意いただきたいこと〕

- 1 本派遣業務の中で知り得た派遣対象企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。
- 2 本派遣業務に変更が生じる場合は、AI・IoT 専門家等派遣計画変更届(様式第6号)を派遣対象企業と派遣専門家の連名で提出してください。
- 3 本派遣業務を中止する場合は、派遣対象企業がAI・IoT 専門家派遣中止届(様式第7号)を提出することになります。
- 4 当センターが本派遣業務に関して調査を行う場合は協力をお願いします。
- 5 当センターは、次のいずれかに該当する場合には、本派遣業務を取り消すことがあります。
 - (1) 自社製品の営業行為など、実施計画の内容その他本事業の目的等を逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - (2) 承認された派遣要請内容を実施していない場合又はセンターの指示に従わない場合
 - (3) 派遣専門家が派遣対象企業の秘密を漏らした場合又は当承認書記載の条件を守らない場合
 - (4) 派遣専門家等が本事業の専門家の登録を取り消された場合
- 6 当センターは5の取消しをした場合においては、派遣専門家に対して派遣費用を支払わないことがあります。
- 7 当センターは本派遣業務の実施に関して、派遣対象企業、派遣専門家等又は第三者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。
- 8 1回当たりの助言・提案等に要する最低時間は3時間程度とします。